



### 営業再開後の予防措置義務、残業に関する問題

挙国一致の防疫対策が進み、いよいよ春節明けの復業の日が迫って参りました。

本日は営業再開後の疫病に対する予防措置義務、残業の対応等から関心の高い問題について取り上げます。

一、企業側にマスクを提供する義務はあるのでしょうか？従業員がマスクが無い事を理由に出勤拒否する事は認められますか？

---

『安全生産法』第四十二条には、生産経営単位は従業員に対して必ず国家基準又は業界基準を満たす労働防護用品を提供し、従業員が規定に従い使用するよう監督教育しなければならないと規定しています。

一般的にマスクは会社が提供しなければならない労働防護用品にはあたりません。しかし、このような特殊な時期にあたり、多くの地域で、営業再開の条件として、従業員にマスク着用を義務付けることを規定しています。したがって、特殊な期間においては企業と従業員が調整し、企業の予防抑制作業の推進を保障しなければなりません。

二、企業が新型コロナウイルスの予防抑制作業に責任を負わず、感染の拡大を招いてしまった場合、どのような処罰を受けますか？

---

会社の主管責任者及び直接の責任者は、行政処分、行政処罰、行政強制措置を受けるリスクがあります。  
犯罪の構成要件に該当する場合、刑事責任を追究される可能性もあります。

各企業の皆様は、疫情の特殊期間中においては、適切に新型コロナウイルスによる肺炎の予防抑制と対策を準備し、疫病への対応力を高め、政府及び関連部門の防疫措置に対し積極的に協力し、有効に疫情と危害の予防、抑制、除去に努めるようにして下さい。

### 三、春節期間の延長や営業再開日の延期期間中の給与や残業代を規定通り支払っていない場合、どのようなリスクがありますか？

---

労働者から契約解除及び経済補償金の請求が認められ、労働行政部門からの改善命令に応じない場合には賠償金の支払いを命じられるリスクがあります。

『労働契約法』第三十八条には、使用者が適時に労働報酬の全額を支払わない場合、労働者はいつでも労働契約を解除する事ができ、使用者は法律に規定する基準に従い労働者に対して経済補償金を支払わなければならないと規定しています。

また、『労働契約法』第八十五条には、使用者が労働契約の約定又は国の規定に従い適時に労働報酬の全額を支払わない場合、労働行政部門は期限を定めて支払いを命じ、期限が過ぎても支払わない場合、使用者は支払うべき金額の50%以上100%以下の基準で労働者に対して賠償金を支払わなければならないと規定しています。労働者がこれらの権利を求める場合、労働行政部門に対し救済を求める権利があります。

### 四、企業が疫病の予防抑制の必要から労働者に残業を命じる場合、法律上の制限を受けますか？

---

『労働法』第四十二条には、以下のいずれかの状況の下で延長する労働時間は「毎日三時間、毎月三十六時間を超えてはならない」という制限を受けないと規定しています。

1. 自然災害、事故又はその他の原因により、労働者の生命健康及び財産の安全が脅かされ、緊急に処理する必要がある場合。
2. 生産設備、交通運輸路線、公共施設に故障が発生し、生産及び公衆の利益に影響が生じ、速やかに修復する必要がある場合。
3. 法律、行政法規に規定するその他の状況。

したがって、もし使用者が疫病の予防抑制期間中に上記の状況にあり労働者に残業を命じた場合、「毎日三時間、毎月三十六時間を超えてはならない」という規定の制限を受けません。

**特殊時期連絡先：**

fengchh@ciicsh.com

**【注意】**

この資料は、中智「智櫻会」会員企業の責任者のみ送信しています。

中智「智櫻会」

2020年2月17日